

乗合バス及び地域銀行に関する 独占禁止法の特例法案について

地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る
基盤的なサービスの提供の維持を図るための
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律

令和2年3月
内閣官房日本経済再生総合事務局
私的独占禁止法特例法案準備室

法律の目的・構成等

目的

この法律は、人口の減少等により乗合バス事業者及び地域銀行（「特定地域基盤企業」と総称）が持続的にサービスを提供することが困難な状況にある一方で、当該サービスが国民生活及び経済活動の基盤となるものであって、他の事業者による代替が困難な状況にあることに鑑み、合併その他の行為について独禁法の特例を定め、特定地域基盤企業の経営力の強化、生産性の向上等を通じて、将来にわたってサービスの提供の維持を図ることにより、地域経済の活性化及び地域住民の生活の向上を図り、もって一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

構成

1. **総則** - **法律の目的**（上記）、**定義**（乗合バス事業者（地域一般乗合旅客自動車運送事業者）・地域銀行等）
2. **合併等の認可等**
 - 主務大臣の認可を受けて行う特定地域基盤企業（乗合バス・地域銀行）・親会社の合併等には独禁法を適用しない
 - 申請者による基盤的サービス維持計画の提出、主務大臣の認可基準、公取委との協議
 - 主務大臣による事後的な適合命令（公取委からの措置請求が可能）
3. **共同経営（カルテル）の認可等**
 - 国土交通大臣の認可を受けて行う乗合バス等の共同経営には独禁法を適用しない
 - 申請者による共同経営計画の提出、法定協議会への意見聴取、国土交通大臣の認可基準、公取委との協議
 - 国土交通大臣による事後的な適合命令（公取委からの措置請求が可能）
4. **雑則・罰則** - 主務大臣（乗合バス→国土交通大臣、地域銀行→内閣総理大臣）、適合命令違反への罰則等
5. **附則** - 10年以内に本法を廃止するものとする旨等

特例法案における合併等の適用除外スキーム

1. 事業者による申請・基盤的サービス維持計画の提出

- **合併等**（合併、持株会社の設立、株式取得等）**の認可を受けようとする特定地域基盤企業**（乗合バス事業者、地域銀行）又は**親会社は、基盤的サービス維持計画を主務大臣に提出。**

記載事項： ①申請者に関する事項、②合併等の内容、③基盤的サービスを提供する地域の範囲、④合併等を通じた**事業の改善に係る方策**及び事業の改善に応じた**基盤的サービスの提供の維持に関する事項**、⑤計画の実施期間、⑥その他必要な事項

- **主務大臣は、基盤的サービスに係る競争の状況の変化により、利用者に対して不当な基盤的サービスの価格の上昇その他の不当な不利益を生ずるおそれがあると認めるときは、**不当な不利益の防止のための**方策を求める**ことができる。

2. 主務大臣による合併等の認可（※）

※ 認可に際し、主務大臣は**公取委に協議しなければならない。**

- ① 合併等に係る特定地域基盤企業が基盤的サービスを提供する地域の全部又は相当部分において、特定地域基盤企業の全部又は一部が提供する**基盤的サービスに係る収支の悪化（需要の持続的な減少によるものに限る。）**により、特定地域基盤企業の全部又は一部が**基盤的サービスを将来にわたって持続的に提供することが困難となるおそれがあること。**

サービス維持のための限定的なケースで独禁法を適用除外

- ② 合併等により、基盤的サービスに係る**事業の改善が見込まれるとともに、その改善に応じ、基盤的サービスの提供の維持が図られること。**
- ③ 合併等により、**利用者に対して不当な基盤的サービスの価格の上昇その他の不当な不利益を生ずるおそれがあると認められないこと。**

**サービス維持・
利用者利便の増進
を確保**

3. 事後の監督

- 主務大臣は、認可基準②又は③に適合するものでなくなったと認めるときは、**適合命令。**

特例法案における共同経営（カルテル）の適用除外スキーム

適用除外の対象になる共同経営によるサービス内容

① ネットワーク内の路線・運行系統について、利用者が一定の条件の範囲内で地域公共交通を利用することができる運賃・料金の設定
－ **定額制乗り放題** 等

② ネットワーク内の路線・運行系統の共同・分担運行
－ **「ハブ・アンド・スポーク型」のネットワーク再編** 等

③ ネットワーク内の路線・運行系統の運行回数・運行時刻の設定
－ **等間隔運行、パターンダイヤ** 等

⇒ これらを内容とする共同経営の協定の締結には**独禁法を適用除外**。これにより、運賃プール等の必要な行為が可能に。

※ その他①～③と類似の行為

1. 事業者による申請・共同経営計画の提出

- **共同経営の認可を受けようとする乗合バス事業者等**（乗合バス事業者又は公共交通事業者）は、あらかじめ**法定協議会**（※）への意見聴取を経た上で、**共同経営計画を国土交通大臣に提出**。

※地域公共交通活性化再生法の法定協議会

記載事項： ①申請者に関する事項、②対象の区域（**計画区域**）・路線等、③共同経営の内容、④**運賃プール**に関する事項、
⑤共同経営の**目標**（**収益性・人員数・車両数等の改善目標、サービス維持の目標**）、⑥実施期間、⑦その他必要な事項

2. 国土交通大臣による共同経営の認可（※）

※ 認可に際し、国土交通大臣は**公取委に協議しなければならない**。

① 計画区域内に、基盤的サービスに係る路線であって、**収支が不均衡な状況にある路線**が存すること。

② 共同経営により、基盤的サービスに係る**事業の改善が見込まれるとともに、その改善に応じ、計画区域内において基盤的サービスの提供の維持が図られること。**

③ **地域公共交通活性化再生法の基本方針に照らして適切**なものであること。

④ **利用者に対して不当な不利益を生ずるおそれがあると認められないこと。** 等

サービス維持・利用者利便の増進を確保

3. 事後の監督

- 国土交通大臣は、認可基準（①を除く。）に適合するものでなくなったと認めるときは、**適合命令**。